ご意見と回答

提案・意見

木造住宅の耐震補助金について（回答：8 月 26 日時点）

（2025 年 5 月受付）

電話で問い合わせたところ昭和 56 年までの住宅であれば耐震診断や補強の補助金があると聞いた。
阪神大震災では昭和 56 年以降の木造住宅もかなり倒壊したと新聞で見た。昭和 56 年から 2000 年までの木造住宅も地震に弱いことがわかっているのになぜ補助金はないのでしょうか。
大阪市ではこれらの住宅の耐震補助金があると聞いてます。
昭和 56 年以前の建物だけを補助金出して 2000 年までの住宅に補助金を出さないのは不公平に思います。
昭和 56 年以前の木造住宅に耐震補強をした場合と昭和 56 年から 2000 年までの間の木造住宅では一般的にどちらの方が耐震性能があるのでしょうか。
2000 年以降の過去の大きな地震から比較することはできますか。
昭和 56 年から 2000 年までの木造住宅の耐震補強、診断の補助金の創設を強く望みます。

回答

国が公表している資料によりますと、平成 28 年熊本地震や令和 6 年能登半島地震において、木造建築物の被害が多く、中でも昭和 56 年以前に建てられた建物の被害が顕著でした。現在、伊勢市内の約6万棟の住宅のうち、旧耐震基準の木造住宅は約1万 2,500 棟存在すると推計しています。ご意見にあった新耐震基準の木造住宅に対する補助につきましても、大事な視点と捉えておりますが、まずは喫緊の課題として、倒壊のリスクが高い旧耐震基準の住宅の耐震化に注力をしてまいりたいと考えます。

耐震補強後の耐震性能につきましては、建物の構造や傷み具合、補強内容により異なってくるため、ひとくくりに比較することは難しいと思料します。
参考ですが、国の資料によりますと、令和 6 年能登半島地震で特に被害の大きかった市町の市街地において、昭和 56 年から 2000 年までの間の木造建築物については、総数 893 棟のうち 48 棟（全体の 5.4％）が倒壊・崩壊という結果であったのに対して、昭和 56 年以前の木造建築物については、総数 3,408 棟のうち 662 棟（全体の 19.4％）が倒壊・崩壊となっています。

住宅政策課（2025 年 8 月回答（8 月 25 日～29 日））
カテゴリ：その他＞その他

ご意見と回答

提案・意見

市営住宅の家賃滞納率と対応について（回答：8 月 26 日時点）

（2025 年 6 月受付）

昨年の市営住宅の家賃滞納率は何％か教えてください。
滞納を何回したら（何ヶ月連続など）強制退去など基準を教えてください。
基準がある場合はその基準に沿って厳格に強制退去措置をしていますか。していない場合は何％か教えてください。その理由も教えてください。
基準がない場合はなぜないのか教えてください。
退去基準があっても厳格に運用できてない場合や退去基準がない場合は市として税金を垂れ流していることを認識してますか。
その対策はどうするつもりですか。
基準があり厳格に 100％運用できている場合は申し訳ありません。

回答

昨年度の家賃の滞納率については、約 1％となります。
また、条例により家賃を 3 月以上滞納した場合は、明渡し請求ができることとなっています。
しかし、一方で公営住宅は、国民生活の安定と社会福祉の増進のため、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供する役割があり、入居者の生活状況により一定の猶予を考慮するケースもあります。その中で、公共サービスの公平性を確保するために、家賃を納めていただくことに注力しています。

市営住宅は、生活基盤に困難を抱える方々を支援する重要な公共サービスです。その性質上、家賃滞納への対応は慎重に行う必要がありますが、今後も公平性を保ちつつ、公共資産の適正な運用ができるよう取り組んでいきます。

住宅政策課（2025 年 8 月回答（8 月 25 日～29 日））
カテゴリ：その他＞その他

ご意見と回答

提案・意見

PTA が入退会自由であることを保護者に周知徹底してください（回答：8 月 27 日時点）

（2025 年 8 月受付）

子どもが通っている伊勢市の学校では、保護者が自動的に PTA に加入させられます。
2025 年現在、市内でこのような学校は他に何校あるのでしょうか？
参考:「三重県内市町立学校 PTA 加入方法実態調査/2023 年 3 月」

PTA 入会の意思確認が行われず、強制的に加入させられた形で徴収された会費からの寄付を学校が受け取る行為は、地方財政法第 4 条の 5 に抵触する可能性があります。この点に関し、寄付の適法性について具体的な説明を求めます。これは寄付採納以前の重要な問題です。

回答

PTA 活動に関しては各校において入学説明会時等にお伝えしておりますが、加入方法については、2023 年 3 月の実態調査と大きく変わりのない状況です。
PTA は任意団体であり、保護者や教職員の意思により加入することで成り立つ団体であります。教育委員会事務局としましては、今後、保護者及び教職員の PTA への任意加入や、PTA 会費の適正な執行が実施されるよう、学校に対して、校長会等を通じて周知を図りますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

学校教育課（2025 年 8 月回答（8 月 25 日～29 日））
カテゴリ：健康・福祉・子育て・教育＞教育

ご意見と回答

提案・意見

投票済証について（回答：8 月 27 日時点）

（2025 年 8 月受付）

1、選挙において、投票済証の存在は知りませんでしたがいつからあるのでしょう。
2、投票済証に　名前の記載が無く誰れが使っても良く何かに使えるものでしょうか。
3、今回の参議院選挙に三重県から4人が候補に出ていましたが4人の候補ポスターが一人分無い、規定枚数はあるのでしょうか。
4、ポスターは掲示板に貼る必要は無いのでしょうか。
5、今回の選挙で三重県は投票率は 60.45％で全国では 58.51％から三重県は全国より投票率は優秀でしたね。
6、投票済証を 20 枚ためると軽自動車税を割引すると投票率が上がります　どうでしょう。

回答

1　平成 21 年から発行しておりますが、それ以前は把握しておりません。
2　投票済証を受け取った方がどのような使い方をされているのか選挙管理委員会事務局では把握しておりません。
3　伊勢市内で貼付可能なポスターの数はポスター掲示場の数と同数となり、今回の参院選では 293 枚でした。
　なお、候補者のポスターについては選挙管理委員会が貼るのではなく、候補者もしくは候補者の支援者が貼るものですのでご承知おきください。
4　ポスター掲示場への貼付義務はございません。
6　ご提案いただきありがとうございます。
　投票率の向上の一環として、前回の参院選から、選挙権を持つ市内の方を対象に、期日前投票所までの移動が困難な方への移動支援として、伊勢市内を運行する路線バス等の乗車料金の負担を開始しました。
　今後も投票率向上につながるように努めてまいります。

選挙管理委員会事務局（2025 年 8 月回答（8 月 25 日～29 日））
カテゴリ：その他＞その他